

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年6月12日（月）午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6 番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5 番	中 山 雅 史
委 員	1 番	谷 口 眞 一
委 員	2 番	菊 地 典 夫
委 員	3 番	豊 島 利 夫
委 員	4 番	栗 原 哲
委 員	7 番	羽 田 茂
委 員	8 番	宮 田 一日出
委 員	9 番	飯 泉 秀 夫
委 員	10 番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（4人）

局 長	古 谷 隆 夫
局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫
係 長	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第3号 非農地証明発行可否について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（古谷事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成29年6月の定例総会を開催いたします。

会議が始まる前に皆様にお願ひがあります。携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

大変忙しい中、6月の定例総会にご出席をして頂きまして有難うございます。総会開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

まずは、5月18日、19日の農地パトロール、そして6月5日の現地確認、調査部会を担当して頂いた農業委員の皆さんには大変ご苦勞様でした。特に、農地パトロールにつきましては、新しい方法に変えて2カ月が経過しましたが、6月から予定している遊休農地調査にも有効に働くものと考えています。今後も、農地パトロールは継続して強化したいと考えていますので、引き続き皆様方のご協力をお願いいたします。

先月の定例総会以降、各種の会議がありました。5月16日、17日に茨城県の農業委員会会長・事務局長会議が大洗で行われました。また、5月29日に全国農業委員会会長大会が文京シビックセンターでありました。翌5月30日に農業委員会つくば地域協議会がつくば市役所で行われました。それぞれの会議の詳細は、3時から開催します農地利用最適化推進連絡会の中で報告させて頂きたいと思っています。

本日は、議案6件と報告事項3件となっています。皆様の精力的な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶といたします。

どうぞ、よろしく申し上げます。

1. 事務局（古谷事務局長）

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは暫時議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、指名させていただきます。

1番谷口委員、2番菊地委員を議事録署名委員に選任いたします。

よろしくお願ひいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

1. 事務局（大久保係長）

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は1件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は太陽光発電設備設置のための賃貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■番 538㎡、■■■■番 687㎡、■■■■番 575㎡、登記現況とも畑の合計3筆、1,800㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料」をご覧ください。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告願ひます。

谷和原地区を担当して頂いた調査部会1班の7番羽田委員から報告をお願いします。

1. 羽田委員

それでは報告をいたします。6月5日午後1時30分から行った谷和原地区の書類審査及び現地調査結果についての報告をいたします。メンバーは齊藤会長、中山職務代理者、菊地委員、羽田、事務局から石神補佐、大久保係長の計6名で行いました。

2ページの地図をご覧ください。太陽光発電設備の案件で賃貸借でございます。申請地は太線で斜線になっているところです。丁度申請地と書かれている部分が以前に別の太陽光発電設備の申請があった場所で隣接しております。現地の状況としては野菜畑として利用しており、現在は草刈等の管理もしてあります。

また、申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていないところで、農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1, 800㎡を利用し、発電出力44kwでパネル312枚を設置する計画となっております。別紙の図面でパネル等の配置図も配布しております。

資金計画については、自己資金で賄い、経済産業省及び東京電力との調整も終了しております。

本案件は、2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり、許可要件を満たしていると考えます。賃貸借は同じ集落の方です。

各委員の慎重なるご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

調査部会の報告が終了しましたので早速審議に入ります。

議案第1号について質問、意見のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質疑がないようですので採決いたします。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」原案のとおり許可相当として意見進達することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成により、議案第1号は原案とおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議

題といたします。事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は3件となっております。

3ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■字■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積1，499㎡の自作地，契約内容は売買で10a当たり40万円となっております。

続きまして受付番号2番，申請地は■■■■番■■■，地目は登記宅地，現況畑，面積237.26㎡の自作地，契約内容は売買で10a当たり7,881万6千円となっております。

続きまして受付番号3番，申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，面積10,596㎡の自作地，契約内容は贈与となっております。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりました。続いて現地確認及び書類審査の結果の報告をお願いします。

まず、受付番号1番及び3番について、伊奈地区を担当していただいた調査部会3班の4番栗原委員からお願いします。

1. 栗原委員

報告いたします。6月5日に齊藤会長，谷口委員，飯泉委員，事務局から古谷局長，大久保係長，私の計6名で書類審査，現地調査をさせていただきました。

受付番号1番，地図は4ページになります。こちらは板橋小学校の前の通り，農協板橋支店の裏側に位置しておりまして，申請地の周辺は麦や野菜を作付けしている状況でした。

申請者は自作地約429aを耕作しており，世帯員の常時従事者は4名で，水稻・野菜を作付する農家です。申請地の畑1筆 1，499㎡を規模拡大のため売買により譲り受け，野菜を作付する予定です。

続きまして，受付番号3番，地図は6ページになります。こちらは板橋の方からつくば方面へ向かう県道19号を左に入っていくと，筑波カントリークラブゴルフ場を左に見ながら進んでいったところなんですが，地図では南側の建物が運送関係の倉庫となっております。周りにも運送業関連の基地拠点の施設がありました。

申請者は自作地約521aを耕作しており、世帯員の常時従事者は5名で、水稻・芝を作付する農家です。申請地の畑1筆 10,596㎡を親子間での贈与により譲り受け、芝を作付する予定です。

以上のことから、1番及び3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて受付番号2番について、谷和原地区を担当していただいた調査部会1班の2番菊地委員からお願いします。

1. 菊地委員

報告いたします。6月5日の午後1時30から書類審査、現地調査を行いました。メンバーは齊藤会長、中山職務代理、羽田委員そして私、事務局から石神補佐、大久保係長の計6名で行いました。

受付番号2番、地図は5ページになります。申請地はみらい平地区の住宅街の中にありまして、きれいに管理されておりまして、現在は柿の木が数本植えてありました。

申請者は自作地約104aを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻・野菜等を作付する農家です。申請地は、登記宅地、現況畑 1筆 237.26㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、柿を作付する予定です。

以上のことから、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

審議に入る前に、事務局より補足説明がありますのでお願いいたします。

1. 事務局（大久保係長）

農地法第3条の第2項につきましては、別紙にて農地法第3条調査書を配布しておりますので、そちらをご確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。それでは審議に入ります。

議案第2号受付番号1番について、質問、意見のある方は挙手願います。

(挙手なし)

続いて、議案第2号受付番号2番について、質問、意見のある方は挙手願います。

(挙手なし)

続いて、議案第2号受付番号3番について、質問、意見のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

質疑がないようですので採決いたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成により議案第2号は、原案どおり決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

1. 事務局（大久保係長）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は1件となっております。

7ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況墓地，面積は35㎡となっております。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、続いて書類審査及び現地確認の結果報告を調査部会3班の9番飯泉委員よりお願いいたします。

1. 飯泉委員

6月5日に行った書類審査及び現地調査について報告いたします。地図は8ページになります。6月5日の午前中、齊藤会長、谷口委員、栗原委員、事務局から古谷局長、大久保係長、私の計6名で書類審査、現地調査を行いました。

今回提出された非農地証明の発行について当該地は、以前から願出人の個人墓地としてあったということで、昭和47年当時の航空写真でも墓地の形態がありました。現地を調

査しましたが、現在は区画整理された陸田の中の一画に石で囲まれた墓地として35㎡がきちんとした形で整備されていました。

今回は非農地の証明ということで分離するということですが、説明にもありますが地目変更登記のために、添付書類として農用区域外証明と土地改良区の意見書がありました。

それから今回の案件手続きにつきましては茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）の45ページに証明の出来る案件が書いてあります。その中の第11章 現況確認証明、第2項 証明の範囲、(1) 非農地証明、④非農地になってから20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないもの又は原状回復命令を受けてないもの（他法令違反の是正指導中でないもの等を含む）ただし、耕うん機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地については当然農地であるので証明書の発行は行わない。また、上記の場合で、一筆の土地の一部が農地、一部が非農地の場合は、農地部分と非農地部分とに分筆されなければ証明の対象としない。

という条文がありまして、この④の規定にも、20年以上経過して墓地の形態で以前からあったということでこの範囲にあたるということで、この案件につきましては非農地証明を発行しても差し支えないと思います。

皆様のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。それでは早速審議に入ります。

議案第3号「非農地証明発行可否について」、質問、意見のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質疑がないようですので採決いたします。

議案第3号について非農地証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成により議案第3号は、非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。9ページをご覧ください。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

更新案件といたしまして、田が1筆575㎡、畑が1筆で5,528㎡、合計2筆で6,103㎡となります。貸手が2人、借手が2人となります。利用権開始日は平成29年7月1日からとなっております。

詳細につきましては10ページをご参照ください。

1. 議長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号につきまして一括して審議を行います。こちらについて、質問、意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。11ページをご覧ください。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が3筆9,565㎡、合計3筆で9,565㎡となります。貸手が1人、借手

が1となります。利用開始日は平成29年7月1日となります。

詳細は12ページをご参照ください。

1. 議長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号について一括して審議を行います。こちらについてご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。13ページをご覧ください。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件で、田が3筆9,565㎡、合計3筆で9,565㎡となります。地権者が1で、配分を受ける方が1となります。権利設定開始日は平成29年7月1日からとなります。詳細は14ページになります。こちらについては、市から意見を求められているものです。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

本議題につきましては中山職務代理者が議事参与の制限に該当しますので、中山職務代

理者の退席を求めます。

(中山職務代理者退室)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは議案第6号の審議にはいります。意見、質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、議案第6号については原案のとおり承認することに決定いたしました。
資料の(案)を削除願います。

中山職務代理者の入室を許します。

(中山職務代理者入室)

1. 議 長 (齊藤会長)

議案は以上です。これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (古谷事務局長)

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。15ページをご覧ください。

今回は1件の届出がありました。受付番号1番です。譲受人、譲渡人、申請地は資料のとおりです。申請理由は自己住宅を建てるための売買になります。地目は登記宅地、現況畑です。面積は209.80㎡です。

続きまして報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。16ページをご覧ください。今回の合意解約は1件となります。申請地は小張地区にあります、伊奈第2保育所に隣接している登記、現況ともに畑、396㎡です。今年度、伊奈第2保育所は耐震工事を予定しておりますが、この公共事業の資材置場として利用したいことから解約するものです。

最後に報告事項③「制限除外の農地移動届について」を報告いたします。

17ページをご覧ください。今回は2件ありました。

受付番号1番，申請理由は自宅に隣接した畑を農機具置場として利用するというものです。地目は登記現況ともに畑，1筆です。面積は112㎡になります。

続いて受付番号2番，こちらが先ほど報告事項②で合意解約の通知の報告をさせていただきました，小張地区 伊奈第2保育所の耐震工事の資材置場として，つくばみらい市が発注する工事で利用させていただくものです。登記現況ともに畑，396㎡となります。

報告事項は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上を持ちまして，議案審議，報告事項のすべてが終了しました。

6月定例総会を閉会いたします。